



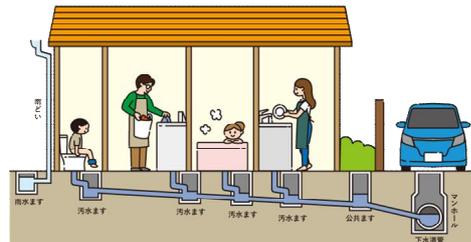
下水道処理区域内の皆さま

令和7年度 水戸市下水道切替工事補助金

浄化槽 または
くみ取り便所



公共下水道



下水道への切替工事に対して

最大 5 万円の補助を行います！

→下水道の供用が開始された日から3年を経過する日までに完了する工事が対象となります。
⇒今だけ“切替時期”の要件を緩和しています！！

対象となる
建築物

下水道の処理区域内において下水道に接続していない既存の建築物で、専用住宅、店舗併用（兼用）住宅、貸家または集合住宅、事業所等

対象となる
工事(いずれか)

- ・既存のくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に切り替える工事
- ・既存の浄化槽を廃止し、下水道に切り替える工事

対象となる方
(すべてに該当する方)

- ・令和8年2月末までに工事が完了する方
- ・下水道処理区域内の建築物の所有者、または、所有者の同意を得た占有者の方
- ・市税、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金、水道料金及び下水道使用料滞納していない方
- ・暴力団または暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力または関与をするもの、その他暴力団と社会的に非難される関係を有するものでない方

補助金額

工事費の1/2（最大5万円）

その他

工事に着手する前に申請・交付決定が必要になります。
(工事開始のおおむね2週間前までにご申請ください。)



詳しくはこちら